

平成30年3月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 笠井環

平成29年(ワ)第705号 不当利得返還等請求事件

口頭弁論終結日 平成30年2月27日

判 決

5

原 告 [REDACTED] 子
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 瀧 康 暢
同 舟 戸 佐 輝 子

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

10

被 告 C F J 合 同 会 社
同 代 表 者 代 表 社 員 C F J ホールディングス株式会社
同 代 表 社 員 職 務 執 行 者 浅 野 俊 昭
同 訴 訟 代 理 人 支 配 人 山 本 俊 和

主 文

15

- 1 被告は、原告に対し、421万7786円及びこれに対する平成29年3月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

主文第1項と同旨

第2 事案の概要

25

本件は、貸金業者である被告との間で金銭消費貸借取引を繰り返していた原告が、被告に対し、原告の弁済を利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）所定の制限利率に引き直して計算すると、被告にいわゆる過払金相当額の利得が発生しているとして、被告に対し、不当利得返還請求権

に基づき、過払金の返還及び民法704条前段所定の利息の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、弁論の全趣旨により容易に認められる。）

(1) 被告は、貸金業等を目的とする合同会社である。

5 なお、被告は、平成15年1月1日、ディックファイナンス株式会社（以下「ディック」という。）がアイク株式会社及び株式会社ユニマットライフ（以下「ユニマット」という。）を吸収合併し、CFJ株式会社へ商号変更した後、平成20年11月28日、合同会社へ組織変更した会社である（以下、いずれの会社も含め、「被告」という。ただし、下記のとおり、合併前後の取引につき、
10 趣旨を明確にするため、「ユニマット」あるいは「CFJ」などと表記することがある。）。

(2) 原告は、平成7年6月23日から平成15年7月25日までの間、ユニマットとの間で、同日から平成28年7月20日までの間、ユニマットを吸収合併した被告との間で、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」の各「年月日」
15 欄記載の日に、各「借入金額」欄記載の金額を借り入れ、各「弁済額」欄記載の金額を支払い、継続的に借入れと弁済を繰り返す取引を行った。

 （以下、原告とユニマットとの間の取引を「ユニマット取引」といい、原告と、ユニマットを吸収合併した被告との間の取引を「CFJ取引」といい、併せて「本件取引」という。また、これらを比較するときは「両取引」というこ
20 とがある。）

(3) 被告は、平成29年3月15日、原告に対し、本件の過払金返還債務の弁済として、290万円を支払った（当該支払については、便宜上、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」の同日の「借入金額」欄に記載されている。）。

 原告は、上記290万円を過払金返還請求権に充当し、請求額を請求の趣旨
25 記載のとおり減縮した。

2 争点

(1) 一連計算の可否（争点1）

【原告の主張】

ア(ア) ユニマツト取引とCFJ取引は、一つの基本契約に基づくものであるから、一連計算されるべきである。

5 (イ) 吸収合併とは、二つ以上の当事会社が契約を締結して行う行為であつて、当事会社の一部が解散し、解散会社（消滅会社）の権利義務の全部が清算手続を経ることなく存続会社に包括承継される効果を持つ（会社法750条）。

したがって、ユニマツトと、ユニマツトを吸収合併した被告における主体の違いは、両取引の分断の根拠とはならない。

10 (ウ) 本件取引は、被告の吸収合併後も、しばらくは原告とユニマツトとの間で作成されたフリーローン基本契約書（乙1）に基づき行われた。被告は、ユニマツトの顧客の取引について順次契約の切替えを行い、本件取引については、平成15年7月25日付で切替えを行った（乙2）。

15 つまり、CFJ取引への切替えは、被告の社名が平成15年1月1日の吸収合併に伴って変更され、被告が当初よりの取引の貸主であるユニマツトの法的地位を包括承継したことにより、契約書の書換えがされたにすぎない。かかる被告の内部的な手続のために、過払金充当合意が失われることはない。

20 (エ) 原告とユニマツトとの間の基本契約が解約された事実はない。ユニマツト取引が終わることによるカードの失効手続はとられておらず、両取引は会員番号も同じである。

イ(ア) 仮に、ユニマツト取引とCFJ取引が別個の基本契約に基づくとしても、両取引は事実上1個の連続した金銭消費貸借取引であるから、一連計算されるべきである。

25 (イ) 最高裁平成20年1月18日第二小法廷判決（民集62巻1号28頁）

は、基本契約が終了し、新たな基本契約が締結されて、別の金銭消費貸借取引が始まった場合であっても、事実上1個の連続した金銭消費貸借取引であれば、なお過払金充当合意は失われず、一連計算することを認めた。

(ウ) 本件取引についてみると、ユニマツト取引とCFJ取引との間に空白期間は存在しない。ユニマツト取引に係る契約書の返却も、乙第1号証の1により立証されたとはいえない。また、仮に契約書が返却されていたとしても、被告都合による内部手続として処理がされたにすぎない。ユニマツト取引におけるカードの失効手続もとられていない。CFJ取引に係る契約締結につき、被告は原告に対し収入証明書等の提出を求めておらず、被告において与信審査がされたとしても、極めて形式的かつ杜撰なものであった。両取引の利率は、借入利率・遅延損害金利率共に29.2%と同一である。会員番号は同じである。被告が主張する両取引の契約形態及び契約条件の違いは、大きな違いとは評価できない。

したがって、両取引は、少なくとも、事実上1個の連続した金銭消費貸借取引であるということができ、一連計算すべきである。

【被告の主張】

ア 本件取引は一つの基本契約に基づく一連の取引ではなく、平成7年6月23日から平成15年7月25日の107万0026円の弁済までのユニマツト取引と、平成15年7月25日の126万円の貸付けから平成28年7月20日までのCFJ取引とに分断される。

イ 原告は、平成15年7月25日、被告に対し、同日時点におけるユニマツト取引の債務を清算するとともに、同取引に係る契約書の返却を受けた(乙1の1)。原告は、同日、極度額借入申込書(兼告知書)(乙2の1・2)のとおり、被告との間で新たな金銭消費貸借契約を締結し、CFJ取引を開始した。

ウ ユニマツト取引とCFJ取引は、貸主が異なり、弁済の在り方を含む契約

形態や契約条件において大きく異なる。

すなわち、ユニマツト取引においては定額リボルビング方式が、CFJ取引においては残高スライドリボルビング方式が、それぞれ用いられているところ、これらの方式の違いは別紙比較表1記載のとおりである。その他、別紙比較表2記載のとおり、契約条件に差異がある。

原告は、上記契約条件の違いを認識し、CFJ取引の内容に利便性やメリットを感じたからこそ、同取引を開始したものであり、その差異は重要である。

エ 被告は、CFJ取引に係る基本契約を締結する際、原告から、住所、生年月日、希望融資限度額、本日の借入希望額、税込税込、ご利用中の消費者金融を聴き取り（乙17の1）、原告の負債情報及び延滞情報並びに事故情報等を信用情報機関に照会した上（乙18）、在宅・在籍確認をし（乙19）、新たな与信審査をした。

オ ユニマツト取引においては、借入・返済方法においてATMを予定しておらず、カードは未発行であった。したがって、カードの失効手続きがとられていないことを前提とする原告の主張は理由がない。

カ 以上のとおり、両取引を一連計算することはできないから、ユニマツト取引における原告の過払金返還請求権は、最終取引日から10年の経過により時効消滅した。

(2) 弁済を遅滞した場合に遅延損害金が付加されるか（争点2）

【被告の主張】

ア CFJ取引においては、遅延損害金に関する特約が存在し（乙2の1・2）、原告が弁済を1日でも遅滞した際は、直ちに期限の利益を喪失し、遅延損害金の支払義務を負うとともに、残債務の一括弁済義務を負う。

原告は、平成15年11月15日の経過をもって期限の利益を喪失したから、その翌日以降は利息制限法所定の遅延損害金利率である年21.9%の

遅延損害金の支払義務を負う。

イ 期限の利益を喪失した日以降、貸主が、分割弁済金の受領を続けてきたことをもって、貸主において期限の利益喪失の効果を主張することが信義則違反になるべき理由はない。

ウ 仮に、期限の利益喪失した日の翌日以降の取引に一律遅延損害金を付加して計算することが認められないとしても、少なくとも、原告は、期限の利益を喪失した日の翌日以降、追加貸付けまでの期間に限り、遅延損害金を付加して支払うべきである（予備的主張）。

【原告の主張】

次の事情に照らせば、被告が期限の利益の喪失を主張することは信義則違反であり、許されない。

ア 本件取引において、約定利率と遅延損害金利率は、29.20%と同値である。原告は、平成15年11月15日の経過によって期限の利益を喪失した後も、何度か弁済期日を徒過したが、被告は、原告の支払が遅れていることを理由に、残債務及び遅延損害金について一括して即時に支払えとの請求をしなかった。すなわち、被告は、原告の支払が遅滞すれば、いつでも原告に対し残債務全額を一括請求できる立場にあるにもかかわらず、そのような行動に出ることなく、あえて毎月の最低弁済額を受け取って金銭消費貸借契約を継続し、利息収益を得るという選択をしてきた。

したがって、原告は、一括弁済の義務が発生したことを認識することなく、毎回の分割金の支払を継続した。

ウ 被告は、予備的に、遅れた日数分の遅延損害金を付加すべきであると主張するが、被告が原告を誤信させ、その誤信を解かず、遅延損害金を請求することが信義則に反することは何ら変わりはないから、被告の予備的主張も認めることはできない。

(3) 被告は悪意の受益者といえるか（争点3）

【原告の主張】

被告は、法定利率を超える約定利息で貸付けをしていることを知りながら返済を受けており、悪意の受益者である。

【被告の主張】

否認ないし争う。

第3 争点に対する判断

1 争点1（一連計算の可否）について

(1) 同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後に、両者の間で改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である（最高裁平成19年2月13日第三小法廷判決・民集61巻1号182頁，最高裁平成19年6月7日第一小法廷判決・民集61巻4号1537頁参照）。

そして、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後に改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の

5 弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触
の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約に
おける利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく
債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基
本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価するこ
とができる場合には、過払金充当合意が存在するものと解するのが相当である
(最高裁平成20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号28頁)。

10 (2) 前記前提事実、証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件取引は、ユニマットと
の間で継続的に借入れを繰り返すことができる基本契約(乙1の1・2)に基
づき開始され、平成15年7月25日に、吸収合併後の被告との間で、新たに
継続的に借入れを繰り返すことができる基本契約(乙2の1・2、乙17の1・
2)を締結し、同基本契約に基づきCFJ取引が行われたのであるから、ユニ
15 マット取引とCFJ取引は、それぞれ別個の基本契約に基づき行われたものと
認められる。

両取引が同一の基本契約に基づくとする原告の主張を採用することはでき
ない。

(3)ア 以下、両取引が事実上1個の連続した貸付取引であると評価することがで
きるか否かについて、前記最高裁平成20年1月18日第二小法廷判決に照
らし検討する。

20 イ ユニマット取引は、少なくとも平成7年6月23日から平成15年7月2
5日まで8年以上反復継続され、ユニマット取引を終えると同時にCFJ取
引が開始されたのであって、両取引に空白期間は存在しない。

ウ(ア) 両取引はいずれもリボルビング取引であって、約定利率及び遅延損害金
利率もいずれも年29.2%と同一である。したがって、ほぼ同じような
25 契約形態、同じような性質の契約であるといえることができる。

(イ) 被告は、別紙比較表1及び2記載のとおり、契約形態及び契約条件に大

きな違いがあると主張する。

しかしながら、被告が主張する差異は、契約の性質や契約形態の変更を来すような、大きな差異であるということとはできない。

5 (ウ) 両取引においては、返済が定額に設定される定額リボルビング方式（ユニマット取引）と、取引の推移に応じて変動する融資残高の一定の幅に応じて返済額が変動する残額スライドリボルビング方式（CFJ取引）とで異なるものの、リボルビングという点は変わらないため、原告においてそこまで返済額及び返済方法に大きな変化をもたらすものとはいえず（実際、CFJ取引についても、従前と返済額や返済方法は大きく変わらず、また、
10 一定間隔の期間は同額の返済が続いていることが多い。）、両取引において契約形態が異なるとまではいい難い。

被告が別紙比較表2において指摘するその余の差異についても、契約の条件は異なる部分があるものの、契約の性質や契約形態の変更を来すような、大きな差異であるということとはできない。

15 エ 以上によれば、ユニマット取引に係る契約書が返還されたことが推認されること（乙1の1）、CFJ取引に係る基本契約を締結する際、被告は、原告について一定の情報収集・調査をしたことがうかがえること（乙17の1、乙18、19）、その他被告が主張する点を踏まえても、両取引が事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができるというべきである。

20 オ 被告は、ユニマット取引とCFJ取引の基本契約締結の主体が異なる旨主張する。

しかしながら、被告がユニマットを吸収合併し、その権利義務を包括承継したのであるから、契約名義が変わったというにすぎず、貸主の主体としては同一であると評価することができる。したがって、貸主の名義が変わったことをもって、両取引を別個のものと評価すべき根拠とするのは困難であり、
25 被告の主張を採用することはできない。

(4) したがって、ユニマット取引とCFJ取引は一連計算されるべきである。

2 争点3（被告は悪意の受益者といえるか）について

利息制限法所定の制限利率を超えた利息の受領について貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、貸金業者は、同項の適用があると認識し、かつ、
当該認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認められない限り、「悪意の受益者」と推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁）。

被告は、上記特段の事情について何ら具体的な主張立証をしていない。

したがって、被告は悪意の受益者であると認められる。

3 小括

以上の判断に基づき、本件取引を利息制限法所定の制限利率による引き直し計算を行うと、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」記載のとおりとなる。原告が被告に請求できる金額は、過払金元金421万7786円及びこれに対する平成29年3月16日から支払済みまで年5分の割合に基づく過払利息である。

本件取引において、原告が初めに期限の利益を喪失したのは平成15年11月15日の返済日の徒過であるところ、引き直し計算をすると当該時点において既に過払金が発生しているため、遅延損害金が付加されることはないから、争点2（弁済を遅滞した場合に遅延損害金が付加されるか）については検討しない。

第4 結論

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第41部

裁判官

大 黒 淳 子

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: [REDACTED]

過払利率

5%

会員番号: 7251-[REDACTED]

貸金業者: CFJ(合)【ユニマツ取引分含む】

作成者: 弁護士法人 公園通法律事務所

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	1995/6/23	200,000		0.18				200,000		
2	1995/7/13		11,640	0.18	21	2,071	0	190,431	0	0
3	1995/8/14		11,640	0.18	32	3,005	0	181,796	0	0
4	1995/8/22		187,854	0.18	8	717	0	-5,341	0	0
5	1995/8/23	250,000		0.18	1	0	0	244,659	0	0
6	1995/9/14		14,540	0.18	22	2,654	0	232,773	0	0
7	1995/10/16		14,540	0.18	32	3,673	0	221,906	0	0
8	1995/11/13		14,540	0.18	28	3,064	0	210,430	0	0
9	1995/12/14		14,540	0.18	31	3,216	0	199,106	0	0
10	1996/1/16		14,540	0.18	33	3,235	0	187,801	0	0
11	1996/2/13		14,540	0.18	28	2,586	0	175,847	0	0
12	1996/3/14		14,540	0.18	30	2,594	0	163,901	0	0
13	1996/4/15		14,540	0.18	32	2,579	0	151,940	0	0
14	1996/5/13		14,540	0.18	28	2,092	0	139,492	0	0
15	1996/5/22		174,426	0.18	9	617	0	-34,317	0	0
16	1996/5/23	300,000		0.18	1	0	0	265,679	-4	0
17	1996/6/14		17,450	0.18	22	2,874	0	251,103	0	0
18	1996/7/15		17,450	0.18	31	3,828	0	237,481	0	0
19	1996/8/13		17,450	0.18	29	3,387	0	223,418	0	0
20	1996/9/13		17,450	0.18	31	3,406	0	209,374	0	0
21	1996/9/16		261,348	0.18	3	308	0	-51,666	0	0
22	1996/9/17	350,000		0.18	1	0	0	298,327	-7	0
23	1996/10/14		20,360	0.18	27	3,961	0	281,928	0	0
24	1996/11/14		20,360	0.18	31	4,298	0	265,866	0	0
25	1996/12/13		20,360	0.18	29	3,791	0	249,297	0	0
26	1997/1/13		20,360	0.18	31	3,805	0	232,742	0	0
27	1997/2/13		20,360	0.18	31	3,558	0	215,940	0	0
28	1997/2/13		294,384	0.18	0	0	0	-78,444	0	0
29	1997/2/14	350,000		0.18	1	0	0	271,546	-10	0
30	1997/3/13		20,360	0.18	27	3,615	0	254,801	0	0
31	1997/4/14		20,360	0.18	32	4,020	0	238,461	0	0
32	1997/4/14		328,684	0.18	0	0	0	-90,223	0	0
33	1997/4/15	400,000		0.18	1	0	0	309,765	-12	0
34	1997/5/13		23,650	0.18	28	4,277	0	290,392	0	0
35	1997/6/13		23,650	0.18	31	4,439	0	271,181	0	0
36	1997/7/14		23,650	0.18	31	4,145	0	251,676	0	0
37	1997/7/14		362,162	0.18	0	0	0	-110,486	0	0
38	1997/7/15	450,000		0.18	1	0	0	339,499	-15	0
39	1997/8/13		27,030	0.18	29	4,855	0	317,324	0	0
40	1997/9/11		26,180	0.18	29	4,538	0	295,682	0	0
41	1997/10/13		26,180	0.18	32	4,666	0	274,168	0	0
42	1997/10/29		413,984	0.18	16	2,163	0	-137,653	0	0
43	1997/10/30	450,000		0.18	1	0	0	312,329	-18	0
44	1997/11/13		26,180	0.18	14	2,156	0	288,305	0	0
45	1997/12/15		26,180	0.18	32	4,549	0	266,674	0	0
46	1998/1/16		26,180	0.18	32	4,208	0	244,702	0	0
47	1998/2/16		26,180	0.18	31	3,740	0	222,262	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	1998/2/19		389,952	0.18	3	328	0	-167,362	0	0
49	1998/2/20	450,000		0.18	1	0	0	282,616	-22	0
50	1998/3/13		26,180	0.18	21	2,926	0	259,362	0	0
51	1998/4/13		26,180	0.18	31	3,965	0	237,147	0	0
52	1998/5/13		26,180	0.18	30	3,508	0	214,475	0	0
53	1998/6/15		26,180	0.18	33	3,490	0	191,785	0	0
54	1998/6/15		391,607	0.18	0	0	0	-199,822	0	0
55	1998/6/16	450,000		0.18	1	0	0	250,151	-27	0
56	1998/7/14		26,180	0.18	28	3,454	0	227,425	0	0
57	1998/8/11		26,180	0.18	28	3,140	0	204,385	0	0
58	1998/9/16		26,180	0.18	36	3,628	0	181,833	0	0
59	1998/9/17	40,537		0.18	1	89	89	222,370	0	0
60	1998/10/15		26,180	0.18	28	3,070	0	199,349	0	0
61	1998/11/16		26,180	0.18	32	3,145	0	176,314	0	0
62	1998/12/14		26,180	0.18	28	2,434	0	152,568	0	0
63	1999/1/12		26,180	0.18	29	2,181	0	128,569	0	0
64	1999/2/15		26,180	0.18	34	2,155	0	104,544	0	0
65	1999/2/23	68,210		0.18	8	412	412	172,754	0	0
66	1999/3/15		26,180	0.18	20	1,703	0	148,689	0	0
67	1999/4/14		26,180	0.18	30	2,199	0	124,708	0	0
68	1999/4/15	31,275		0.18	1	61	61	155,983	0	0
69	1999/5/14		26,180	0.18	29	2,230	0	132,094	0	0
70	1999/6/15		26,180	0.18	32	2,084	0	107,998	0	0
71	1999/7/15		26,180	0.18	30	1,597	0	83,415	0	0
72	1999/7/16	40,779		0.18	1	41	41	124,194	0	0
73	1999/8/11		26,180	0.18	26	1,592	0	99,647	0	0
74	1999/9/16		26,180	0.18	36	1,769	0	75,236	0	0
75	1999/10/14		26,180	0.18	28	1,038	0	50,094	0	0
76	1999/10/15	41,237		0.18	1	24	24	91,331	0	0
77	1999/11/15		27,030	0.18	31	1,396	0	65,721	0	0
78	1999/12/15		26,180	0.18	30	972	0	40,513	0	0
79	2000/1/17		26,180	0.18	33	658	0	14,991	0	0
80	2000/1/18	90,435		0.18	1	7	7	105,426	0	0
81	2000/2/14		29,080	0.18	27	1,399	0	77,752	0	0
82	2000/3/13		29,080	0.18	28	1,070	0	49,742	0	0
83	2000/4/14		29,080	0.18	32	782	0	21,444	0	0
84	2000/4/17	46,420		0.18	3	31	31	67,864	0	0
85	2000/5/15		29,080	0.18	28	934	0	39,749	0	0
86	2000/6/14		29,080	0.18	30	586	0	11,255	0	0
87	2000/7/17		29,080	0.18	33	182	0	-17,643	0	0
88	2000/7/18	45,394		0.18	1	0	0	27,749	-2	0
89	2000/8/14		28,000	0.18	27	368	0	117	0	0
90	2000/9/18		28,000	0.18	35	2	0	-27,881	0	0
91	2000/9/19	31,859		0.18	1	0	0	3,975	-3	0
92	2000/10/16		28,000	0.18	27	52	0	-23,973	0	0
93	2000/11/15		28,000	0.18	30	0	0	-51,973	-98	-98
94	2000/11/16	33,806		0.18	1	0	0	-18,272	-7	0
95	2000/12/15		28,000	0.18	29	0	0	-46,272	-72	-72
96	2001/1/15		28,000	0.18	31	0	0	-74,272	-196	-268
97	2001/1/16	132,632		0.18	1	0	0	58,082	-10	0
98	2001/2/15		29,000	0.18	30	859	0	29,941	0	0
99	2001/3/15		29,000	0.18	28	413	0	1,354	0	0
100	2001/4/16		29,000	0.18	32	21	0	-27,625	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
101	2001/4/17	44,526		0.18	1	0	0	16,898	-3	0
102	2001/5/15		29,000	0.18	28	233	0	-11,869	0	0
103	2001/6/18		29,000	0.18	34	0	0	-40,869	-55	-55
104	2001/7/17		29,000	0.18	29	0	0	-69,869	-162	-217
105	2001/7/19	43,943		0.18	2	0	0	-26,162	-19	0
106	2001/8/13		29,000	0.18	25	0	0	-55,162	-89	-89
107	2001/9/17		29,000	0.18	35	0	0	-84,162	-264	-353
108	2001/9/19	128,763		0.18	2	0	0	44,225	-23	0
109	2001/10/15		28,000	0.18	26	567	0	16,792	0	0
110	2001/11/26		30,000	0.18	42	347	0	-12,861	0	0
111	2001/12/21		28,000	0.18	25	0	0	-40,861	-44	-44
112	2002/1/15		28,000	0.18	25	0	0	-68,861	-139	-183
113	2002/1/21	48,496		0.18	6	0	0	-20,604	-56	0
114	2002/2/21		28,000	0.18	31	0	0	-48,604	-87	-87
115	2002/3/22		28,000	0.18	29	0	0	-76,604	-193	-280
116	2002/4/23		28,000	0.18	32	0	0	-104,604	-335	-615
117	2002/5/22		28,000	0.18	29	0	0	-132,604	-415	-1,030
118	2002/5/28	447,978		0.18	6	0	0	314,236	-108	0
119	2002/5/28	154,508		0.18	0	0	0	468,744	0	0
120	2002/6/17		50,000	0.18	20	4,623	0	423,367	0	0
121	2002/7/15		50,000	0.18	28	5,845	0	379,212	0	0
122	2002/7/16	47,593		0.18	1	187	187	426,805	0	0
123	2002/8/12		45,000	0.18	27	5,682	0	387,674	0	0
124	2002/9/17		45,000	0.18	36	6,882	0	349,556	0	0
125	2002/10/15		45,000	0.18	28	4,826	0	309,382	0	0
126	2002/11/13		45,000	0.18	29	4,424	0	268,806	0	0
127	2002/12/11		45,000	0.18	28	3,711	0	227,517	0	0
128	2003/1/15		45,000	0.18	35	3,927	0	186,444	0	0
129	2003/2/17		45,000	0.18	33	3,034	0	144,478	0	0
130	2003/3/25		45,000	0.18	36	2,564	0	102,042	0	0
131	2003/4/21		45,000	0.18	27	1,358	0	58,400	0	0
132	2003/5/21		45,000	0.18	30	864	0	14,264	0	0
133	2003/6/20		45,000	0.18	30	211	0	-30,525	0	0
134	2003/7/22		45,000	0.18	32	0	0	-75,525	-133	-133
135	2003/7/25		1,070,026	0.18	3	0	0	-1,145,551	-31	-164
136	2003/7/25	1,260,000		0.15	0	0	0	114,285	0	0
137	2003/8/14		39,000	0.15	20	939	0	76,224	0	0
138	2003/9/12		39,000	0.15	29	908	0	38,132	0	0
139	2003/9/24	26,418		0.15	12	188	188	64,550	0	0
140	2003/10/14		39,000	0.15	20	530	0	26,268	0	0
141	2003/11/21		39,000	0.15	38	410	0	-12,322	0	0
142	2003/12/15		39,000	0.15	24	0	0	-51,322	-40	-40
143	2004/1/5	22,868		0.15	21	0	0	-28,641	-147	0
144	2004/1/14		39,000	0.15	9	0	0	-67,641	-35	-35
145	2004/2/16		39,000	0.15	33	0	0	-106,641	-304	-339
146	2004/3/15		39,000	0.15	28	0	0	-145,641	-407	-746
147	2004/4/13		39,000	0.15	29	0	0	-184,641	-576	-1,322
148	2004/4/22	86,000		0.15	9	0	0	-100,190	-227	0
149	2004/5/13		40,000	0.15	21	0	0	-140,190	-287	-287
150	2004/6/14		40,000	0.15	32	0	0	-180,190	-612	-899
151	2004/7/14		40,000	0.15	30	0	0	-220,190	-738	-1,637
152	2004/8/10		40,000	0.15	27	0	0	-260,190	-812	-2,449
153	2004/9/14		40,000	0.15	35	0	0	-300,190	-1,244	-3,693

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
154	2004/10/4	42,000		0.15	20	0	0	-262,703	-820	0
155	2004/10/13		40,000	0.15	9	0	0	-302,703	-322	-322
156	2004/11/11		40,000	0.15	29	0	0	-342,703	-1,199	-1,521
157	2004/12/14		40,000	0.15	33	0	0	-382,703	-1,544	-3,065
158	2005/1/11		40,000	0.15	28	0	0	-422,703	-1,465	-4,530
159	2005/2/14		40,000	0.15	34	0	0	-462,703	-1,968	-6,498
160	2005/2/17	42,000		0.15	3	0	0	-427,391	-190	0
161	2005/3/15		40,000	0.15	26	0	0	-467,391	-1,522	-1,522
162	2005/4/12		40,000	0.15	28	0	0	-507,391	-1,792	-3,314
163	2005/4/27	91,000		0.15	15	0	0	-420,747	-1,042	0
164	2005/5/13		42,000	0.15	16	0	0	-462,747	-922	-922
165	2005/6/13		42,000	0.15	31	0	0	-504,747	-1,965	-2,887
166	2005/7/11		42,000	0.15	28	0	0	-546,747	-1,936	-4,823
167	2005/8/11		42,000	0.15	31	0	0	-588,747	-2,321	-7,144
168	2005/9/14		42,000	0.15	34	0	0	-630,747	-2,742	-9,886
169	2005/9/15	42,000		0.15	1	0	0	-598,719	-86	0
170	2005/10/12		42,000	0.15	27	0	0	-640,719	-2,214	-2,214
171	2005/11/11		42,000	0.15	30	0	0	-682,719	-2,633	-4,847
172	2005/12/14		42,000	0.15	33	0	0	-724,719	-3,086	-7,933
173	2006/1/13		42,000	0.15	30	0	0	-766,719	-2,978	-10,911
174	2006/2/15		42,000	0.15	33	0	0	-808,719	-3,465	-14,376
175	2006/3/6	43,000		0.15	19	0	0	-782,199	-2,104	0
176	2006/3/15		42,000	0.15	9	0	0	-824,199	-964	-964
177	2006/4/17		42,000	0.15	33	0	0	-866,199	-3,725	-4,689
178	2006/4/18	17,000		0.15	1	0	0	-854,006	-118	0
179	2006/5/15		42,000	0.15	27	0	0	-896,006	-3,158	-3,158
180	2006/6/14		32,000	0.15	30	0	0	-928,006	-3,682	-6,840
181	2006/6/19		10,000	0.15	5	0	0	-938,006	-635	-7,475
182	2006/7/18		42,000	0.15	29	0	0	-980,006	-3,726	-11,201
183	2006/7/19	276,000		0.15	1	0	0	-715,341	-134	0
184	2006/8/10		50,000	0.15	22	0	0	-765,341	-2,155	-2,155
185	2006/8/14	20,000		0.15	4	0	0	-747,915	-419	0
186	2006/9/11		50,000	0.15	28	0	0	-797,915	-2,868	-2,868
187	2006/10/16		50,000	0.15	35	0	0	-847,915	-3,825	-6,693
188	2006/11/22		50,000	0.15	37	0	0	-897,915	-4,297	-10,990
189	2006/12/14		50,000	0.15	22	0	0	-947,915	-2,706	-13,696
190	2007/1/22		50,000	0.15	39	0	0	-997,915	-5,064	-18,760
191	2007/2/22		50,000	0.15	31	0	0	-1,047,915	-4,237	-22,997
192	2007/3/22		50,000	0.15	28	0	0	-1,097,915	-4,019	-27,016
193	2007/4/23		50,000	0.15	32	0	0	-1,147,915	-4,812	-31,828
194	2007/5/22		50,000	0.15	29	0	0	-1,197,915	-4,560	-36,388
195	2007/6/22		50,000	0.15	31	0	0	-1,247,915	-5,087	-41,475
196	2007/7/23		50,000	0.15	31	0	0	-1,297,915	-5,299	-46,774
197	2007/7/26	100,000		0.15	3	0	0	-1,245,222	-533	0
198	2007/8/22		50,000	0.15	27	0	0	-1,295,222	-4,605	-4,605
199	2007/9/25		50,000	0.15	34	0	0	-1,345,222	-6,032	-10,637
200	2007/10/22		50,000	0.15	27	0	0	-1,395,222	-4,975	-15,612
201	2007/11/22		50,000	0.15	31	0	0	-1,445,222	-5,924	-21,536
202	2007/12/25		50,000	0.15	33	0	0	-1,495,222	-6,533	-28,069
203	2008/1/22		50,000	0.15	28	0	0	-1,545,222	-5,722	-33,791
204	2008/2/14	76,000		0.15	23	0	0	-1,507,868	-4,855	0
205	2008/2/22		50,000	0.15	8	0	0	-1,557,868	-1,647	-1,647
206	2008/3/7	11,000		0.15	14	0	0	-1,551,494	-2,979	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
207	2008/3/22		50,000	0.15	15	0	0	-1,601,494	-3,179	-3,179
208	2008/4/7	13,000		0.15	16	0	0	-1,595,173	-3,500	0
209	2008/4/22		50,000	0.15	15	0	0	-1,645,173	-3,268	-3,268
210	2008/5/7	9,000		0.15	15	0	0	-1,642,812	-3,371	0
211	2008/5/22		50,000	0.15	15	0	0	-1,692,812	-3,366	-3,366
212	2008/6/9	11,000		0.15	18	0	0	-1,689,340	-4,162	0
213	2008/6/23		50,000	0.15	14	0	0	-1,739,340	-3,230	-3,230
214	2008/6/23	9,000		0.15	0	0	0	-1,733,570	0	0
215	2008/7/21		50,000	0.15	28	0	0	-1,783,570	-6,631	-6,631
216	2008/7/21	13,000		0.15	0	0	0	-1,777,201	0	0
217	2008/8/22		50,000	0.15	32	0	0	-1,827,201	-7,769	-7,769
218	2008/8/22	9,000		0.15	0	0	0	-1,825,970	0	0
219	2008/9/22		50,000	0.15	31	0	0	-1,875,970	-7,732	-7,732
220	2008/10/22		40,000	0.15	30	0	0	-1,915,970	-7,688	-15,420
221	2008/10/22		10,000	0.15	0	0	0	-1,925,970	0	-15,420
222	2008/11/25		49,000	0.15	34	0	0	-1,974,970	-8,945	-24,365
223	2008/12/22		49,000	0.15	27	0	0	-2,023,970	-7,284	-31,649
224	2009/1/22		49,000	0.15	31	0	0	-2,072,970	-8,588	-40,237
225	2009/2/23		49,000	0.15	32	0	0	-2,121,970	-9,086	-49,323
226	2009/3/23		40,000	0.15	28	0	0	-2,161,970	-8,139	-57,462
227	2009/4/22		48,000	0.15	30	0	0	-2,209,970	-8,884	-66,346
228	2009/5/22		48,000	0.15	30	0	0	-2,257,970	-9,082	-75,428
229	2009/6/22		48,000	0.15	31	0	0	-2,305,970	-9,588	-85,016
230	2009/7/22		48,000	0.15	30	0	0	-2,353,970	-9,476	-94,492
231	2009/8/22		48,000	0.15	31	0	0	-2,401,970	-9,996	-104,488
232	2009/9/22		40,000	0.15	31	0	0	-2,441,970	-10,200	-114,688
233	2009/10/22		48,000	0.15	30	0	0	-2,489,970	-10,035	-124,723
234	2009/11/23		48,000	0.15	32	0	0	-2,537,970	-10,914	-135,637
235	2009/12/22		48,000	0.15	29	0	0	-2,585,970	-10,082	-145,719
236	2010/1/22		48,000	0.15	31	0	0	-2,633,970	-10,981	-156,700
237	2010/2/22		48,000	0.15	31	0	0	-2,681,970	-11,185	-167,885
238	2010/3/23		45,000	0.15	29	0	0	-2,726,970	-10,654	-178,539
239	2010/4/23		45,000	0.15	31	0	0	-2,771,970	-11,580	-190,119
240	2010/5/24		45,000	0.15	31	0	0	-2,816,970	-11,771	-201,890
241	2010/6/22		45,000	0.15	29	0	0	-2,861,970	-11,190	-213,080
242	2010/7/22		45,000	0.15	30	0	0	-2,906,970	-11,761	-224,841
243	2010/8/24		45,000	0.15	33	0	0	-2,951,970	-13,141	-237,982
244	2010/9/22		45,000	0.15	29	0	0	-2,996,970	-11,727	-249,709
245	2010/10/22		43,000	0.15	30	0	0	-3,039,970	-12,316	-262,025
246	2010/11/22		43,000	0.15	31	0	0	-3,082,970	-12,909	-274,934
247	2010/12/22		42,000	0.15	30	0	0	-3,124,970	-12,669	-287,603
248	2011/1/24		41,000	0.15	33	0	0	-3,165,970	-14,126	-301,729
249	2011/2/22		41,000	0.15	29	0	0	-3,206,970	-12,577	-314,306
250	2011/3/22		41,000	0.15	28	0	0	-3,247,970	-12,300	-326,606
251	2011/4/23		41,000	0.15	32	0	0	-3,288,970	-14,237	-340,843
252	2011/5/23		41,000	0.15	30	0	0	-3,329,970	-13,516	-354,359
253	2011/6/22		41,000	0.15	30	0	0	-3,370,970	-13,684	-368,043
254	2011/7/24		41,000	0.15	32	0	0	-3,411,970	-14,776	-382,819
255	2011/8/23		41,000	0.15	30	0	0	-3,452,970	-14,021	-396,840
256	2011/9/24		50,000	0.15	32	0	0	-3,502,970	-15,136	-411,976
257	2011/10/16		40,000	0.15	22	0	0	-3,542,970	-10,556	-422,532
258	2011/11/15		40,000	0.15	30	0	0	-3,582,970	-14,560	-437,092
259	2011/12/14		40,000	0.15	29	0	0	-3,622,970	-14,233	-451,325

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
260	2012/1/10		40,000	0.15	27	0	0	-3,662,970	-13,386	-464,711
261	2012/2/14		40,000	0.15	35	0	0	-3,702,970	-17,514	-482,225
262	2012/3/15		40,000	0.15	30	0	0	-3,742,970	-15,176	-497,401
263	2012/4/16		37,000	0.15	32	0	0	-3,779,970	-16,362	-513,763
264	2012/5/15		37,000	0.15	29	0	0	-3,816,970	-14,975	-528,738
265	2012/6/20		37,000	0.15	36	0	0	-3,853,970	-18,771	-547,509
266	2012/7/17		37,000	0.15	27	0	0	-3,890,970	-14,215	-561,724
267	2012/8/21		37,000	0.15	35	0	0	-3,927,970	-18,604	-580,328
268	2012/9/18		37,000	0.15	28	0	0	-3,964,970	-15,025	-595,353
269	2012/10/22		36,000	0.15	34	0	0	-4,000,970	-18,416	-613,769
270	2012/11/15		35,000	0.15	24	0	0	-4,035,970	-13,117	-626,886
271	2012/12/17		35,000	0.15	32	0	0	-4,070,970	-17,643	-644,529
272	2013/1/15		35,000	0.15	29	0	0	-4,105,970	-16,151	-660,680
273	2013/2/15		35,000	0.15	31	0	0	-4,140,970	-17,436	-678,116
274	2013/3/14		40,000	0.15	27	0	0	-4,180,970	-15,315	-693,431
275	2013/4/15		35,000	0.15	32	0	0	-4,215,970	-18,327	-711,758
276	2013/5/14		35,000	0.15	29	0	0	-4,250,970	-16,748	-728,506
277	2013/6/17		35,000	0.15	34	0	0	-4,285,970	-19,799	-748,305
278	2013/7/16		35,000	0.15	29	0	0	-4,320,970	-17,026	-765,331
279	2013/8/17		35,000	0.15	32	0	0	-4,355,970	-18,941	-784,272
280	2013/9/17		35,000	0.15	31	0	0	-4,390,970	-18,497	-802,769
281	2013/10/15		35,000	0.15	28	0	0	-4,425,970	-16,842	-819,611
282	2013/11/16		35,000	0.15	32	0	0	-4,460,970	-19,401	-839,012
283	2013/12/16		35,000	0.15	30	0	0	-4,495,970	-18,332	-857,344
284	2014/1/16		34,000	0.15	31	0	0	-4,529,970	-19,092	-876,436
285	2014/2/17		35,000	0.15	32	0	0	-4,564,970	-19,857	-896,293
286	2014/3/17		35,000	0.15	28	0	0	-4,599,970	-17,509	-913,802
287	2014/4/22		35,000	0.15	36	0	0	-4,634,970	-22,684	-936,486
288	2014/5/21		35,000	0.15	29	0	0	-4,669,970	-18,412	-954,898
289	2014/6/23		35,000	0.15	33	0	0	-4,704,970	-21,110	-976,008
290	2014/7/22		35,000	0.15	29	0	0	-4,739,970	-18,690	-994,698
291	2014/8/22		35,000	0.15	31	0	0	-4,774,970	-20,128	-1,014,826
292	2014/9/22		30,000	0.15	31	0	0	-4,804,970	-20,277	-1,035,103
293	2014/10/23		35,000	0.15	31	0	0	-4,839,970	-20,404	-1,055,507
294	2014/11/22		35,000	0.15	30	0	0	-4,874,970	-19,890	-1,075,397
295	2014/12/22		30,000	0.15	30	0	0	-4,904,970	-20,034	-1,095,431
296	2015/1/21		30,000	0.15	30	0	0	-4,934,970	-20,157	-1,115,588
297	2015/2/21		30,000	0.15	31	0	0	-4,964,970	-20,956	-1,136,544
298	2015/3/21		30,000	0.15	28	0	0	-4,994,970	-19,043	-1,155,587
299	2015/4/22		30,000	0.15	32	0	0	-5,024,970	-21,895	-1,177,482
300	2015/5/22		30,000	0.15	30	0	0	-5,054,970	-20,650	-1,198,132
301	2015/6/22		30,000	0.15	31	0	0	-5,084,970	-21,466	-1,219,598
302	2015/7/22		30,000	0.15	30	0	0	-5,114,970	-20,897	-1,240,495
303	2015/8/22		30,000	0.15	31	0	0	-5,144,970	-21,721	-1,262,216
304	2015/9/21		30,000	0.15	30	0	0	-5,174,970	-21,143	-1,283,359
305	2015/10/22		30,000	0.15	31	0	0	-5,204,970	-21,975	-1,305,334
306	2015/11/17		30,000	0.15	26	0	0	-5,234,970	-18,538	-1,323,872
307	2015/12/15		25,000	0.15	28	0	0	-5,259,970	-20,079	-1,343,951
308	2016/1/18		25,000	0.15	34	0	0	-5,284,970	-24,463	-1,368,414
309	2016/2/18		25,000	0.15	31	0	0	-5,309,970	-22,381	-1,390,795
310	2016/3/17		25,000	0.15	28	0	0	-5,334,970	-20,311	-1,411,106
311	2016/4/18		25,000	0.15	32	0	0	-5,359,970	-23,322	-1,434,428
312	2016/5/17		25,000	0.15	29	0	0	-5,384,970	-21,234	-1,455,662

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
313	2016/6/20		28,000	0.15	34	0	0	-5,412,970	-25,012	-1,480,674
314	2016/7/20		25,000	0.15	30	0	0	-5,437,970	-22,184	-1,502,858
315	2017/3/15	2,900,000		0.15	238	0	0	-4,217,786	-176,958	0
							合計	-4,217,786		

比較表 1

	定額リボルビング方式 (ユニマット間取引)	残高スライドリボルビング方式 (CFJ間取引)
返済義務額の設定方法	定額に設定する。ユニマット間取引では具体的には貸付契約成立時に設定される。	取引の推移に応じて変動する融資残高の一定の幅に応じて返済義務額を設定する。
返済義務額の変更	ひとたび設定されると変わらない。	返済が進むと返済義務額も減少する。
返済の負担	返済が進んでも変化しない。	返済が進めば負担も減少する。
保護される 資金需要者の利益	返済計画を立てるのに資する。	延滞リスクを減少させるのに資する。
親和性のある契約形態	毎月定額の返済なので、定額送金をなし得る、ユニマット間取引のような、銀行振り込みの契約形態と親和性がある。	返済金額が変動してゆくので、CFJ間取引のような、ATMを使用した契約形態に親和性がある。

比較表 2

	ユニマツ間取引 (乙1)	CFJ間取引 (乙2)
契約日	平成14年5月28日	平成15年3月25日
貸主	株式会社ユニマツライフ	CFJ株式会社
契約番号	0104-014027-020528	7251-0014027-01
ATMカード	<u>取り扱いなし</u>	<u>取り扱いあり</u>
借入方法	<u>電話申込による会員指定の銀行口座への振込融資のみ (2条6項)</u>	<u>支店窓口、ATM、借主の要求に基づく借主が予め指定する口座に対する貸主による金銭の振込み (裏面4条)</u>
返済方法	<u>ユニマツの指定する金融機関等の口座への送金による返済、現金書留によるユニマツの営業店住所への送付による返済のいずれか (2条7項)</u>	<u>各支店へ持参する方法、ATMによる方法、又は金融機関等の口座への送金による方法のうち、いずれかの方法によって返済しなければなりません。(表面返済方法・返済場所欄)</u>
返済期日	<u>約定期日がユニマツの休業日にあたる場合は、翌営業日を約定期日とします。(2条4項4号)</u>	<u>返済期日6日前からの返済を当月返済分とし、返済期日が土・日・祝日・法定休日にあたる場合であっても返済期日当日を支払期限とします。なお、初回返済期日は借入日から7日以降37日以内とします。(表面⑥返済期日欄)</u>
返済方式	<u>借入金額残高スライドリボルビング方式 (いわゆる「定額リボルビング方式」) (2条3項、同5項。借入時の残高で返済金額が固定され、返済が進んでも返済金額が変わらない。)</u>	<u>元利定額残高スライドリボルビング方式 (いわゆる「残高スライドリボルビング方式」) (表面⑧返済方式欄。返済によって残高が減少すると、返済義務額も減少する。)</u>
返済金額	<u>借入金額が、10万円以下の場合、4,000円以上、借入金額が10万円を超える場合は、10万円ごとに、4,000円を加算した金額 (2条5項)</u>	<u>返済期日の6日前の借入残高が99,000円以下の場合3,000円以上、さらに借入残高が33,000円増す範囲毎に返済金額に1,000円を追加した金額 (表面⑦返済金額欄)</u>
利用限度額	<u>原則50万円、但し、顧客が希望した場合再度審査を行い100万円迄増額することもある。(3条1項)</u>	<u>融資極度額200万円 (表面③融資極度額欄、その他条件につき裏面3条)</u>
返済回数	<u>最終の借入れから60回以内。(2条5項)</u>	<u>定めなし。</u>
担保機能たる団体信用生命保険加入の有無	<u>そのような保険契約は締結されていない。</u>	<u>貸主を契約者かつ本件金受取人とし、借主を被保険者とする団体信用生命保険を生命保険会社との間に締結する。(裏面19条)</u>

これは正本である。

平成 30 年 3 月 29 日

東京地方裁判所民事第41部

裁判所書記官 笠 井

